

令和2年第2回(2月)
上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和2年2月5日(水)午後2時
- 2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎 3階 302会議室
- 3 付議事項
 - 議案第5号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第6号 上越市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録の移替えを選挙期日後に延期する期間について
 - 議案第7号 上越市議会議員一般選挙における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について
 - 議案第8号 上越市議会議員一般選挙における点字投票用紙の様式等について
 - 議案第9号 上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
 - 議案第10号 上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の使用日の指定について
 - 議案第11号 上越市議会議員の選挙におけるポスターの検印又は証紙の取扱いについて
 - 議案第12号 上越市議会議員一般選挙における郵便投票等投票証明書交付申請書等の各種様式について
 - 議案第13号 上越市議会議員一般選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車表示板等の印の指定について
 - 議案第14号 上越市議会議員一般選挙における氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について
 - 議案第15号 上越市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について
 - 議案第16号 上越市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について
 - 議案第17号 上越市議会議員一般選挙における選挙運動従事者等の実費弁償及び報酬の額について
 - 議案第18号 上越市議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の受付等について
 - 議案第19号 上越市議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務との合同について

- 議案第 20 号 上越市議会議員一般選挙における開票及び選挙会を行う場所及び日時について
- 議案第 21 号 上越市議会議員一般選挙における開票及び選挙会の参観人の数について
- 議案第 22 号 上越市議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について
- 議案第 23 号 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所を設ける場所について
- 議案第 24 号 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の開設日の指定について
- 議案第 25 号 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の開閉時刻の変更について
- 議案第 26 号 上越市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を設ける場所について
- 議案第 27 号 上越市議会議員一般選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について
- 議案第 28 号 上越市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

4 協議事項

- 協議 1 上越市議会議員一般選挙における入場券の様式等について
- 協議 2 上越市地域協議会委員選任投票に係る基本的事項及び執行方針について

5 報告事項

- 報告 1 令和 2 年第 1 回（3 月）上越市議会定例会の審議日程及び準備状況について
- 報告 2 令和元年度第 2 回書記会議の開催について
- 報告 3 第 25 回新潟県内市選挙管理委員会連合会事務局長会議の結果について
- 報告 4 令和元年度明るい選挙啓発ポスター・標語コンクール入賞者表彰式の結果について
- 報告 5 上越市明るい選挙推進協議会役員会の開催について
- 報告 6 専決処分した内容について

6 その他

- (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和元年度明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞

捨てないで その一票が 未来を変える

三和中学校 3 年 米山 幸恵 さん

議案第5号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり同条第1号の死亡者並びに同条第2号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和2年2月1日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和2年1月1日 から 令和2年1月31日 の間の	死亡者数 A	121	142	263
	転出者数 B	104	101	205
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		225	243	468

参考

令和2年1月1日現在の 選挙人名簿登録者数 E	78,430	82,814	161,244
差引登録者数 (E-D) F	78,205	82,571	160,776

議案第6号 上越市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録の移替えを選挙期日後に延期する期間について

令和2年4月26日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

1 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和2年4月6日(月)から令和2年4月26日(日)まで

*4月6日(月)から入場券作成作業開始

(4月3日告示予定)

議案第7号 上越市議会議員一般選挙における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について

令和2年4月26日執行予定の上越市議会議員一般選挙における投票用紙(点字投票用紙を除く)、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒を次の様式により調製し、白色の用紙又は封筒に紺色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき上越市選挙管理委員会の印は、紺色のインクで刷り込むものと定める。

1 投票用紙などの様式 別紙1のとおり

(4月19日告示予定)

議案第8号 上越市議会議員一般選挙における点字投票用紙の様式等について

令和2年4月26日執行予定の上越市議会議員一般選挙における点字投票に使用する投票用紙は、クリーム色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき上越市選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定める。

1 点字投票用紙などの様式 別紙2のとおり

(4月19日告示予定)

議案第 9 号 上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 4 及び上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条の規定によるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

- 1 ポスター掲示場の設置場所
別紙 3 のとおり(524 か所)

(設置完了後直ちに告示予定)

議案第 10 号 上越市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の使用日の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 10 項の規定により準用する同法同条第 5 項の規定により、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

- 1 ポスターを掲示することができる日 令和 2 年 4 月 19 日（日）

(4 月 3 日告示予定)

議案第 11 号 上越市議会議員の選挙におけるポスターの検印又は証紙の取扱いについて

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 4 及び上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 23 年条例第 47 号）第 1 条の規定によるポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターについて、上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 7 条の 2 に規定する上越市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の行う検印、又は委員会から交付を受けた証紙を貼付してあるものとして取り扱うこととする。

なお、候補者に交付する証紙の枚数は、原則として 676 枚（法定数 1,200 枚－ポスター掲示場設置箇所数 524 か所）とし、公営ポスター掲示場へのポスター未掲示分がある候補者で証紙の追加交付を希望する場合は、未掲示分の箇所数の範囲内で交付する。

（4 月 19 日告示予定）

議案第 12 号 上越市議会議員一般選挙における郵便投票等投票証明書交付申請書等の各種様式について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙において使用する郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式については、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）で定めるそれぞれの様式に準じて調製するものとする。

（4 月 19 日告示予定）

議案第 13 号 上越市議会議員一般選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車表示板等の印の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 141 条第 5 項及び第 143 条第 1 項並びに上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 4 条第 1 項、第 13 条及び第 14 条に規定する上越市選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき上越市選挙管理委員会の印は、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 23 条において準用する上越市公印規則（昭和 47 年規則第 49 号）第 9 条第 1 項の規定により刷り込むものと定める。

(4 月 19 日告示予定)

議案第 14 号 上越市議会議員一般選挙における氏名等掲示の順序を決めるくじを行う場所及び日時指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により、投票所、期日前投票所及び不在者投票の事務を取り扱う場所における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 候補者氏名等の掲示の掲載順序のくじを行う場所及び日時

場 所	上越市木田 1 丁目 1 番 3 号 上越市役所 木田第 1 庁舎 3 階 302 会議室
日 時	令和 2 年 4 月 19 日（日） 午後 5 時 30 分

(4 月 19 日告示予定)

※ くじは立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 15 号 上越市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 172 条の 2 及び上越市議会議員及び上越市長の選挙公報発行に関する条例（昭和 54 年条例第 40 号）第 4 条第 2 項の規定による選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 1 庁舎 3 階 302 会議室
日 時 令和 2 年 4 月 19 日（日）午後 5 時 30 分

（4 月 19 日告示予定）

※ くじは立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 16 号 上越市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条及び同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 127 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりとする。

1 上越市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

告示日の選挙人名簿登録者総数 ÷ 32（議員定数） → 100 円未満切り上げ ①
① × 501 円 + 220 万円 → 制限額

（4 月 19 日告示予定）

議案第 17 号 上越市議会議員一般選挙における選挙運動従事者等の実費弁償及び報酬の額について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 129 条第 1 項から第 4 項までの規定により、令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙において、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら自動車上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に支給することができる実費弁償及び報酬の額並びに選挙運動のために使用する労務者に支給することができる実費弁償及び報酬の額を次のとおり定める。

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し、支給することができる実費弁償の実費額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ウ 宿泊料（食料二食分を含む） 一夜につき 12,000 円
 - エ 弁当料 一食につき 1,000 円、一日につき 3,000 円
 - オ 茶菓料 一日につき 500 円

- 2 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら自動車上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 一日につき 10,000 円以内
 - イ 専ら自動車上における選挙運動をする者 一日につき 15,000 円以内
 - ウ 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき 15,000 円以内
 - エ 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき 15,000 円以内

- 3 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃及び車賃 上記 1 のア・イに掲げる額
 - イ 宿泊料（食料を除く。） 一夜につき 10,000 円

- 4 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000 円以内
 - イ 超過勤務手当 一日につき基本日額の 5 割以内

(4 月 19 日告示予定)

議案第 18 号 上越市議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の受付等について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条第 1 項の規定による選挙運動に関する収支報告書を次のとおり受け付け、あわせて同法第 192 条第 1 項の規定に基づき、同収支報告書の要旨の公表を告示により行うこととする。

1 第 1 回報告書の受付

選挙の期日から 15 日以内

※提出日までの一切の寄附及びその他の収入並びに支出を記載した選挙運動に関する収支報告書の受付

2 第 2 回目以降の受付

第 1 回報告書提出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出について、当該の寄附及び収入並びに支出がなされた日から 7 日以内

※随時受付

(告示はいずれも受付後速やかに行う)

議案第 19 号 上越市議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務との合同について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙の開票事務は選挙会場において選挙会の事務にあわせて行うことを定める。

(4 月 19 日告示予定)

議案第 20 号 上越市議会議員一般選挙における開票及び選挙会を行う場所及び日時について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項、第 78 条及び第 79 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙の開票及び選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 開票及び選挙会を行う場所及び日時

場 所 上越市下門前 446 番地 2

リージョンプラザ上越 1 階 インドアスタジアム

日 時 令和 2 年 4 月 26 日（日）午後 9 時

（4 月 19 日告示予定）

議案第 21 号 上越市議会議員一般選挙における開票及び選挙会の参観人の数について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における開票及び選挙会の参観人の数を、参観人の安全及び秩序保持のため次のとおり定める。

1 開票の参観人の数 先着順 250 人以内

（4 月 19 日告示予定）

議案第 22 号 上越市議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

1 不在者投票の事務を取り扱う場所 別紙 4 のとおり

（4 月 18 日告示予定）

議案第 23 号 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所を設ける場所について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 1 項の規定による期日前投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 期日前投票所を設ける場所 別紙 5 のとおり

(4 月 19 日告示予定)

議案第 24 号 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の開設日の指定について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される同法第 39 条の規定による期日前投票所の開設日を次のとおり定める。

- 1 開設日を定める期日前投票所 別紙 6 のとおり

(4 月 19 日告示予定)

議案第 25 号 上越市議会議員一般選挙における期日前投票所の開閉時刻の変更について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項において読み替えて準用される同法第 40 条第 1 項の規定による開閉時間を変更する期日前投票所を次のとおり定める。

- 1 開閉時刻を変更する期日前投票所 別紙 7 のとおり

(4 月 19 日告示予定)

議案第 26 号 上越市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を設ける場所について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 各投票区の投票所を設ける場所 別紙 8 のとおり

(4 月 19 日告示予定)

議案第 27 号 上越市議会議員一般選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項の規定による投票所の閉鎖時刻を変更する投票所を次のとおり定める。

- 1 閉じる時刻を繰り上げる投票所 別紙 9 のとおり

(4 月 19 日告示予定)

議案第 28 号 上越市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条において読み替えて準用される同法第 62 条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

- 1 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時

場 所	上越市木田 1 丁目 1 番 3 号 上越市役所 木田第 1 庁舎 3 階 302 会議室
日 時	令和 2 年 4 月 23 日（木）午後 5 時 30 分

(4 月 19 日告示予定)

協議 1 上越市議会議員一般選挙における入場券の様式等について

令和 2 年 4 月 26 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における投票所入場券を白色の用紙に青色と赤色のインクで印刷するとともに、次のとおり印刷・発送することとしてよいか協議する。

1 印刷・発送	印 刷	令和 2 年 4 月 6 日 (月) ~7 日 (火)	約 77,500 通予定
	郵便局引渡	令和 2 年 4 月 8 日 (水)	
	配 達	令和 2 年 4 月 16 日 (木) まで	

協議 2 上越市地域協議会委員選任投票に係る基本的事項及び執行方針について

上越市議会議員一般選挙と同日執行が見込まれている上越市地域協議会委員選任投票の執行に当たり、市長から示された基本的事項及び執行方針(別紙 10 のとおり)に基づき対応してよいか協議する。

※ 選任投票が行われる場合は、令和 2 年 3 月 23 日 (月) に市長から改めて事務委任があります。

報告1 令和2年第1回(3月)上越市議会定例会の審議日程及び準備状況について

標記定例会の審議日程及び準備状況について、次のとおり報告する。

- 1 日程
別紙11 とおり
- 2 新年度予算
別紙12 のとおり

報告2 令和元年度第2回書記会議の開催について

令和2年4月26日執行予定の上越市議会議員一般選挙の一連の事務を公正かつ適正に実施するため、次のとおり書記会議を開催し、関係事務の内容確認等を実施する。

- 1 日時 令和2年2月7日(金) 午前9時から
- 2 会場 木田第1庁舎 4階 402.403 会議室
- 3 出席予定者 13区次長、併任書記及び事務局職員
- 4 内容 本選挙にかかる基本的事務等の確認・周知

報告3 第25回新潟県選挙管理委員会連合会事務局長会議の結果について

今年度の新潟県内市選挙管理委員会連合会職員研修会が次のとおり開催されたことを報告する。

- 1 日 時 令和2年1月24日（金）午後3時から午後5時まで
- 2 会 場 まちなかキャンパス長岡 501会議室
- 3 出席者 木村事務局長
- 4 内 容 議題審議
 - ・各市提案議題について
 - ・令和2年度県内市選管連合会特別事業の実施について講演「最近の選挙情勢について（新潟県選挙管理委員会）」

報告4 令和元年度明るい選挙啓発ポスター・標語コンクール入賞者表彰式の結果について

当市明るい選挙推進協議会及び選挙管理委員会の共催により標記表彰式を開催したので、その結果を次のとおり報告する。

- 1 日 時 令和2年1月18日（土）午前10時00分から
- 2 会 場 ミュゼ雪小町 多目的室1・2
- 3 出席者 43人
入賞者12人、同保護者等18人
選管委員4人、明推協委員4人、集い講師1人、事務局4人
- 4 内 容 入賞者への賞状及び副賞の贈呈
- 5 その他 1月19日まで明るい選挙啓発ポスター・標語コンクール応募作品を展示（来場者数191人）

報告5 上越市明るい選挙推進協議会役員会の開催について

標記会議が次のとおり開催され、事務局として出席することを報告する。

- 1 日 時 令和2年2月21日（金）午後1時30分から
- 2 会 場 上越市ガス水道局庁舎 4階会議室
- 3 出席者 明推協役員、事務局職員
- 4 内 容
 - ・令和元年度活動報告について
 - ・令和元年度決算について
 - ・令和2年度活動計画（案）について
 - ・令和2年度予算（案）について など
 - ・指定病院等における不在者投票の外部立会人の登録について

報告6 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号）第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
1	令和2年1月8日	選挙区の変更について
2	令和2年1月30日	令和2年第2回（2月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について